

白老町パブリックコメント手続(町民意見公募手続)実施要綱 解説

(目的)

第1条 この要綱は、白老町自治基本条例（平成18年条例第30号。以下「自治基本条例」という。）第10条の規定に基づき、パブリックコメント手続に関する必要な事項を定めることにより、町の政策等の立案の過程における町民の町政への参加機会を保障し、自治基本条例第4条に規定する情報共有によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

【解説】

- ① 本町では、まちづくりの理念である「しあわせを感じるまち」の実現を図るために、町民、議会、行政の果たすべき役割とまちづくりの基本的仕組みを明確化し、本町におけるまちづくりの最高規範として、平成18年12月に「白老町自治基本条例」（以下「自治基本条例」という。）を制定しました。自治基本条例第4条では情報共有によるまちづくりの推進、同第9条ではまちづくりに町民の意思が反映されるよう町民の町政参加の推進、同第10条第1項では町民参加を積極的に行うための参加機会の保障、同条第2項では町民の意思を反映した町政活動を行うため町民の意見を求めるなどをそれぞれ規定しています。
- ② 既に本町においても、町の計画策定及び条例の制定など（政策等の策定）にあたり、自治の基本原則である町民との情報共有と町民参加を図るための代表的な手法として、パブリックコメント手続を採用し運用しています。
- ③ パブリックコメント手続実施要綱制定の目的は、統一的なルールのもと自治基本条例第10条に規定された町民の町政への参加機会を保障することにより、同第9条に規定された町民の積極的な町政参加を推進し、同第4条に規定された情報共有によるまちづくりの推進を目的とするものです。

【参考：白老町自治基本条例（抜粋）】

（情報共有）

第4条 私たちは、互いに情報を伝え、情報共有によるまちづくりの推進に努めます。

（町政参加の推進）

第9条 町は、まちづくりに町民の意思が反映されるよう町政参加の推進に努めます。

（参加機会の保障）

第10条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参加する機会を保障し、町民参加を積極的に行います。

2 町は、多様な方法を用いて広く町民の意見を求め、町民の意思を反映した町政活動を行います。

「情報共有によるまちづくり」…お互いの情報を持ち寄り、情報を共有し、同じ情報量のうえに、ものごとの必要性などの共通認識を図りながらまちづくりを進めていくこと。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、町の基本的な計画及び条例等の立案の過程において、これらの案の趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、当該案について広く町民から意見及び情報（以下「意見等」という。）を募り、提出された意見等を尊重し、意思決定を行うとともに、当該意見等に対する考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「町民」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自治基本条例第2条第1号に規定する町民
- (2) 自治基本条例第2条第4号に規定する町民活動団体
- (3) 町に対して納税義務を有する者
- (4) 当該パブリックコメント手続に係る事案に利害関係のある者

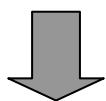
【解説】

①「パブリックコメント手続」

パブリックコメント手続は、次の前提と①～④の4つの行為で構成される。

(前提)

町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において



(行為)

- ① 政策等の案の内容、趣旨その他必要な事項を公表し、
- ② 公表した案について広く町民から意見等を募り、
- ③ 提出された意見等を尊重し、意思決定を行うとともに、
- ④ 意見等に対する考え方を公表する。

※ 制度の名称としては、カタカナ表記ではあるが、広く一般的な用語として認知されつつある「パブリックコメント手続」を本町では採用します。また、町民にこの制度の周知、浸透を図るために、運用の段階においては「パブリックコメント手続（町民意見公募手続）」と補記することとします。

②「町民」

自治基本条例第2条第1号で定義づけしている町民（本町での在住・在勤・在学者、事業活動を行う者など）、同条第4号で定義づけしている町民活動団体、納税義務者、当該事案の利害関係者を「町民」と定義し、パブリックコメント手続の「意見等を提出できるもの」とします。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる町の基本的な政策等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (2) 町民に義務を課し、又は権利を制限する条例又は規則の制定又は改廃
- (3) 総合計画等町の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (4) 町の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の制定又は改定
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

【解説】

- ① 「町の基本的な制度を定める条例」とは、「自治基本条例」「行政手続条例」「情報公開条例」など、町政全般及び個別行政分野における基本理念、方針、町政を推進するうえでの共通の制度を定めるものをいいます。
- ② 「町民に義務を課し、又は権利を制限する条例及び規則」とは、町民に対し、具体的に「○○しなければならない」という義務を課したり、あるいは「○○してはならない」と行為を制限したりするものをいいます。
「規則」を含むこととしたのは、地方自治法の規定により、法令に特別の定めがある場合は、条例によらず町民に義務を課し、又は権利を制限することができるとされており、一般に法律又は政令に根拠がある場合は、規則で町民に義務を課し、又は権利を制限することができるとされているためである。
- ③ 「総合計画等町の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画」とは、総合計画など町の将来の政策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的事項を定める計画や、各個別行政分野における基本計画等をいい、構想、計画、指針など名称を問わないものとします。
- ④ 「憲章、宣言等」とは、町民憲章、交通安全都市宣言、スポーツ都市宣言のように町政全般についての理念等を定めるものをいいます。
- ⑤ 政策等がパブリックコメント手続の対象であるかどうかは、政策等の所管課が、本要綱の趣旨および規定に基づいて判断します。その判断の説明責任は、政策等の所管課が負います。

(適用除外)

第4条 次に掲げるものについては、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 緊急を要するもの
- (2) 法令その他の規程により、縦覧及び意見書の提出その他パブリックコメント手続と同様の手続を行うもの
- (3) 法令等の制定又は改廃に伴う規定の整理、字句の改正その他町民生活、事業活動等に影響を及ぼさない軽易なもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により直接請求により議会へ提出するもの
- (5) 前条第1号及び第3号に規定するもののうち、町の機関内部にのみ適用されるもの及び町民生活、事業活動等に影響を及ぼさないもの
- (6) 前条第2号に規定するもののうち、町税並びに分担金、使用料及び手数料その他これに類するものの額の決定に関するもの
- (7) 法令等の規定により当該政策に係る実施の基準が定められており、当該基準に基づきを行うもの
- (8) 政策等の立案の過程において、町長に裁量の余地がないと認められるもの

2 町長は、前項各号のいずれかに該当することによりパブリックコメントを実施しないときは、速やかにその理由を公表しなければならない。

【解説】

- ① 「緊急を要するもの」とは、災害、その他の緊急事態などにより、町民の生命や財産を守るために緊急に条例案を議会に上程しなければならない場合など、本手続に要する所要時間の経過により、その効果が損なわれるおそれのあるものが想定され、事務の遅滞などによりパブリックコメント手続を行う時間がないことを理由とすることはできません。
- ② 法令その他の規程により法定縦覧手続など、案の公表、町民の意見提出が定められている場合、提出された意見及びこれに対する町長の考え方を公表することで、パブリックコメント手続を実施したこととします。

【例示】都市計画の決定（都市計画法）

- ③ 「軽易なもの」とは、条例で使用している字句や引用している条項を改正する場合など、町民の活動に影響を及ぼさない用語等の修正や削除を行う場合を想定しています。
- ④ 地方自治法第74条第1項の規定により直接請求を受けた条例案については、普通地方公共団体の長は意見を付すだけで、修正することは許されていません。したがって、町民の意見を募っても条例案に反映させることができないことから適用除外とします。
- ⑤ 「町の機関内部にのみ適用されるもの」とは、部設置条例や職員定数条例、定員管理計画など、行政の内部にのみ適用される条例や計画をいいます。
- ⑥ 「町税並びに分担金、使用料、手数料その他これに類するものの額の決定に関するもの」を対象外としたのは、地方自治法第74条第1項で地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係る条例の制定・改廃が直接請求の対象になっていないこと、また、町税、使用料及び手数料などについては、町の財政状況等を踏まえ、議会において議論すべきものであることから、この要綱においては対象としません。

- ⑦ 国の法律等に定められた基準等を基に策定される条例・規則等や、政策等の立案過程において町長に裁量の余地がないものについてもパブリックコメント手続の対象外とします。

【参考：地方自治法第74条(抜粋)】

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令に定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公表団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

- 3 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

（政策等の案の公表）

第5条 町長は、パブリックコメント手続をしようとするときは、30日以上の意見提出の期間（以下「提出期間」という。）を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、政策等の案の内容を町民が理解することができるよう、当該政策等の案を作成した趣旨、目的、概要その他当該政策等の案を理解するために必要な資料を添付し、その説明に努めるとともに、幅広く意見等が提出されるよう努めなければならない。
- 3 町長は、前項の規定により、政策等の案を公表した後にこれを修正した場合は、速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、修正内容が軽微なものと認められるときはこの限りでない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により30日以上の提出期間を設けることができない場合は、その理由を公表して、30日を下回る提出期間を設けることができる。

【解説】

- ① 意見等の提出を受け付ける期間は、原則として30日以上確保することとしています。行政手続法第39条（意見公募手続等）第3項の規定では、「意見提出期間」を公示の日から起算して30日以上としていることから、本要綱もそれにならい30日以上の提出期間を設けることとします。
- ② 政策等の案を公表するにあたっては、町民がその案件について内容を十分理解し、適切な意見を提出できるように、町民にとってのわかりやすさを心がけるとともに、案だけでは十分理解できない場合には、必要な資料及び情報を併せて提供することとします。
また、政策等の案を公表した後にこれを修正した場合は、軽微な変更以外については速やかにその旨を公表することとします。
- ③ 30日を下回る期間とすることは、町民が町政へ参加する権利を制約することになることから、やむを得ない理由がある場合に限られなければならず、また、計画等の案の公表にあわせてその理由を公表しなければならないこととします。
「やむを得ない理由」とは、政策等の根拠となる法律の成立から施行期日までの期間が短く、30日以上の意見提出期間を設けることができない場合などが想定されます。したがって、事務の遅滞などの理由により期間を短縮することはできないものとします。
- 町長は、期間を短縮する場合にあっても、町民がパブリックコメントの実施を知り、政策等の案の内容を理解し、それに対する意見を提出するまでの最低限必要な期間の確保に努めることとします。

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、広報への掲載、町長が指定する場所での閲覧、配布及び町のホームページに掲載することにより行うものとする。ただし、広報への掲載については当該政策等の概要を掲載するものとする。

2 町長は、前項の規定による広報への掲載について、やむを得ない理由により掲載することができない場合は、他の手段を講じて周知するものとする。

3 第1項に規定する町長が指定する場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役場庁舎
- (2) 各出張所
- (3) 白老町コミュニティセンター
- (4) 白老町総合保健福祉センター
- (5) その他当該政策等の内容に応じ、必要と認められる場所

【解説】

- ① パブリックコメント制度の実施に当たっては、広く町民に周知することが重要であるので、当該政策等の概要を広報へ掲載するほか、政策等の案及び資料等を、町が指定する場所として役場庁舎、白老コミセン、いきいき4・6、各出張所などに備え付けるとともに、町のホームページに掲載することとします。また、パブリックコメントの実施予告の掲載など多様な方法での周知に努めます。
- ② パブリックコメントについては、その実施が突然決まる性質のものではないことから、広報への掲載については基本的に可能と考えますが、止むを得ない理由による場合は広報への掲載によらず、他の手段を講じて周知を行うこととします。

(意見等の提出)

第7条 町民は、政策等の案に対する意見等を提出しようとするときは、住所、氏名その他必要な事項を明らかにし、次に掲げる方法により提出しなければならない。

- (1) 前条第3項の規定により町長が指定する場所への書面の提出
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) その他町長が適当と認める方法
- 2 前項に規定する意見等の提出は、白老町パブリックコメント手続（町民意見公募手続）意見提出用紙（様式第1号）又はこれに準じた様式を使用するものとする。
- 3 第1項に規定する必要な事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
- (1) 本町の区域内に所在する事業所に勤務する者又は本町の区域内に事業所を有する者
当該事業所の名称及び所在地
 - (2) 本町の区域内に所在する学校に在学する者
当該学校の名称及び所在地
 - (3) 第2条第2項第2号に掲げる団体
当該団体の名称及び所在地
 - (4) 第2条第2項第3号に掲げる者
本町に対して納税義務を有する旨及びその内容
 - (5) 第2条第2項第4号に掲げる者
意見等の提出の対象となる政策等に利害関係を有する旨及びその内容
- 4 町長は、第1項に規定する意見等の提出を受け付けたときは、その旨の通知を希望する者に対し、白老町パブリックコメント手続（町民意見公募手続）意見受付通知（様式第2号）により、速やかに通知するものとする。

【解説】

- ① 意見を提出する町民には、自治基本条例第12条第2項の規定により自らの発言や行動に責任を持つ責務があることから、匿名による意見の提出は認めないこととします。

【参考：自治基本条例第12条(抜粋)】

(町民の役割と基本姿勢)

- 2 町民は、まちづくりに取り組む場合において、自らの能力や技術を積極的に発揮するとともにその発言や行動に責任を持つよう努めます。

- ② 口頭または電話による意見等の提出は、意見等の内容を正確に理解できないおそれがあるため、原則認めないこととします。ただし、高齢者や障害のある方などがやむを得ない理由により口頭による意見の提出を行う場合であって、面談により職員が記録し、意見を提出した本人が記録された内容を確認できる場合には、内容が正確に伝わっていると考えられることから認めることとします。
- ③ 意見等の提出に関する未着などのトラブルを防止するため、意見等を受付した旨の通知を希望する町民に対して、通知を行うこととします。

(意思決定を行う場合の意見等の尊重)

第8条 町長は、前条の規定により提出された意見等を尊重し、政策等の意思決定を行わなければならない。

【解説】

- ① 町長は、提出された意見等を尊重し、政策等に反映するよう真摯に検討することとします。ただし、提出された意見を必ず採り入れるということではなく、提出された多様な意見を十分考慮して意思決定を行うことを義務付けるものです。

(結果の公表)

第9条 町長は、前条の規定により意思決定を行ったときは、提出された意見等の内容（白老町情報公開条例（平成11年条例第33号）第7条に規定する非公開情報に該当するものを除く。）及び提出された意見等に対する考え方を公表するとともに、当該意見等を提出した町民に通知するものとする。

2 前項の規定による公表の方法については、第6条の規定を準用する。

3 提出された意見等がなかった場合の公表の方法は、前項の規定によらず、提出された意見等がなかった旨を広報に掲載して行うものとする。

【解説】

- ① パブリックコメント手続は、政策等の案の賛否を問うためのものではないことから、賛否の結論だけを示した意見については、必ずしも考え方を示す必要はありませんが、そのような意見があったことについては、公表することとします。

提出された意見に類似のものが多数あった場合は、これらを集約するなど整理した上でこれらに対する考え方を公表することとします。

提出された意見の中に、不適切な情報(個人や法人等の権利利益を害する恐れのある情報など)が含まれていると判断される場合には、その全部又は一部を公表しないことができます。

また、町民参加および提出された意見を尊重する意味からも、意見提出者に対しパブリックコメント手続の実施結果を通知するものとします。

- ② 考え方を公表する際の方法は、案を公表する場合に準じることとし、考え方を示すにあたっては、町民にとってわかりやすい表現を用いることとします。
- ③ 提出された意見が無い場合は、意見が無かった旨を広報に掲載することにより公表することとします。

(意思決定過程の特例)

第10条 審議会等（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及びそれに準ずる機関をいう。）において、この要綱に準じた手続を実施して策定した答申等に基づき立案した政策等については、町長は、この要綱によるパブリックコメント手続を行わないことができる。

【解説】

- ① 審議会等が、この要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等を受けて町長が意思決定を行う場合には、同一の案について同様の手續を繰り返すことになりますので、この要綱に定める手續を要しないで意思決定することができるものとします。

【参考：地方自治法第138条の4第3項(抜粋)】

(委員会・委員及び附属機関の設置)

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員会、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(実施状況等の公表)

第11条 町長は、パブリックコメント手続の実施状況等を取りまとめて、公表するものとする。

- 2 前項に規定する実施状況等の公表は、当該政策等の案件名、当該政策等を所管する部課等の名称、意見等の提出期間、問い合わせ先その他必要な事項を記載した一覧表を、町ホームページに掲載することにより行うものとする。

【解説】

- ① 各パブリックコメント手続の実施案件や実施状況を一覧にすることにより、いつどこでどのような案件についてパブリックコメント手續を行っているかを、町民が知ることができます。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に公表される第3条各号に掲げる政策等の案について適用する。

別記第1号様式

白老町パブリックコメント手続（町民意見公募手続）
意見提出用紙

政策等の案の名称	
ご住所（所在地）	〒
お名前 (名称)	お名前
	1から5の該当する項目に○をしてください。
	1 町内に在住 2 町内の事業所に勤務・町内に事業所を有する・町内の学校に在学 (名称) 所在地)
	3 町民活動団体 (名称) 所在地)
	4 白老町に納税義務がある (納税義務の内容)
	5 政策等の案に利害関係がある (利害関係の内容)
※法人・団体等の場合記入 部署名 ご担当者	
電話番号	※ご意見の内容確認が必要となる場合がありますので、連絡先のご記入をお願いします。
意見等	
意見受付の通知	意見受付の通知を希望する • 意見受付の通知を希望しない
意見受付の通知 連絡方法 (いずれかに○)	• 郵送 • FAX (FAX番号：) • 電子メール (メールアドレス：)

別記第2号様式

白老町パブリックコメント手続（町民意見公募手続）

意 見 受 付 通 知

政策等の案の名称			
意見提出者	お名前 様		
	※法人・団体等の場合記入 部署名 ご担当者		
受付者所属部署	部	課	グループ
受付者職氏名	職氏名		
意見を受付した年月日	平成	年	月 日

上記のとおり白老町パブリックコメント手続実施要綱に基づく意見の提出を受け付けましたので通知します。

年 月 日

白老町長

(公印省略)